

補正予算のポイント

令和6年8月
高松市財政課



8月補正（専決処分）の規模

※以下、四捨五入の関係上、各表間の計数、増減率が合わない場合がある。

一般会計補正額（専決処分）は、低所得世帯生活支援給付金に係る予算の不足が見込まれるため、約2.4億円の増額補正

(百万円・%)

区分		補正前	補正額 (専決処分)	補正後	当初予算比
一般会計 (A)		178,029	239	178,268	103.7
特別会計 (B)		118,660		118,660	100.3
企業 会計 (C)	病院事業	12,285		12,285	100.0
	下水道事業	23,237		23,237	100.0
全会計 (A+B+C)		332,211	239	332,450	102.1

低所得世帯生活支援給付金事業費の増額（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業）

住民税非課税世帯生活支援給付金事業費
 住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金事業費
 低所得子育て世帯加算給付金事業費 【地域共生社会推進課】

補正額	財源
239,222千円	国 239,222千円

給付対象	給付額
①世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※令和5年度実施の住民税非課税世帯への給付対象世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付対象世帯は除く	1世帯当たり 10万円
②世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税である世帯（①を除く） ※令和5年度実施の住民税非課税世帯への給付対象世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付対象世帯は除く	1世帯当たり 10万円
原則として、上記①②の世帯員である18歳以下の子ども （18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）	児童1人当たり 5万円